

# 止水板設置工事費等補助金のご案内

風水害時における浸水被害の防止または軽減を図るため、狛江市内の住宅、店舗、事業所等への止水板の設置やその他の浸水対策となる関連工事を対象に、市が経費の一部を補助します。

## 補助対象となる事業

- (1) 止水板の購入および設置工事（購入のみも可）
- (2) 浸水被害防止または軽減に資する関連工事

### 止水板について

住宅等の出入口などに設置するもので、「浸水に耐える材質のもの」、「取り外しや移動が可能なもの」、「繰り返し使用が可能なもの」が対象となります。

### 「関連工事」について

- ・配管等への止水弁（逆止弁）の設置工事
- ・室外機等のかさ上げ工事
- ・外壁の防水工事 など



止水板設置例

## 補助金の額

補助対象事業	補助割合	上限
(1) 止水板の購入および設置工事 ※東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進 事業補助金交付要綱の補助を受ける事業は除く	実支出額の2分の1	30万円
(2) 関連工事	実支出額の2分の1	20万円

※補助金の交付は一つの住宅等につき1回を限度とします。

(1)と(2)を同時に実施する場合は、必ず同時に申請してください。

※1,000円未満の端数切捨て

例1：止水板の購入費が10万円の場合→補助金額の額5万円

例2：止水板設置工事費が80万円、関連工事費が30万円の場合

→補助金額45万円

(止水板設置工事に対し上限の30万円、関連工事に対し2分の1の15万円)

## 対象者

---

---

狛江市内で、過去に浸水被害を受けたことがある住宅等、または、浸水被害が発生するおそれのある地域にある住宅等の所有者、使用者、または、管理組合を対象とします。

ただし、次に該当する方は除きます。

- (1) 納期の経過した市税を滞納している方
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (4) 不動産業者等であって、売買又は営利を目的として住宅等において実施するもの

## 申請方法

---

---

### ○補助金申請から交付までの流れ

申請者	狛江市
①「申請書」等の提出	
→	②審査、「交付決定通知書」の送付
③購入や工事着手	←
④工事完了後「工事完了届出書」等の提出	
→	⑤審査、「交付額確定通知書」の送付
⑥「補助金請求書」の提出	←
→	⑦補助金の交付

### ○申請書類（購入前、工事着工前）

書類	対象
1 申請書（第1号様式）	全員
2 設置箇所の案内図、位置図、写真	全員
3 工事計画図面 仕様が明記されている図面等	全員 ただし、購入のみの場合は仕様が明記されている図面等のみ提出
4 見積書の写し	全員
5 対象住宅等の所有者または使用者であることが確認できる書類（登記事項証明書、住民票等）	管理組合を除く全員 ただし、住民票については粕江市に住民登録をしている方は提出不要
6 市税の納税証明書、その他納税の事実が確認できる書類又は非課税証明書	管理組合を除く全員 ただし、粕江市の公簿にて確認できる場合は提出不要
7 工事等の実施に関して議決したことを証する書類	管理組合のみ 管理組合の代表者が申請する場合に提出。（様式任意）
8 承諾書	該当者のみ 申請者が、土地および建物の所有者と異なる場合のみ提出してください。（様式任意）

### ○工事完了届出書（工事等完了後）

書類	対象
粕江市止水板設置工事等完了届出書（第4号様式）	全員
竣工図	該当者のみ 工事を行った場合に提出してください。購入のみの場合は不要。
工事写真 （購入のみの場合は、購入したものの写真）	全員
領収書の写し	全員

## その他

---

---

- 申請は必ず購入前、工事着工前に行ってください。
- 予算の範囲内で行うため、年度途中で募集を停止する場合があります。

お問い合わせ

狛江市 安心安全課 防災防犯係

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話：03-3430-1190

Email：bousaikkr01@city.komae.lg.jp